

建物の所有者および管理者様へ 建物の安全性を確認してください！

令和3年3月
横浜市建築局

1 建築物の定期的な点検を実施してください！

平成30年10月1日に、横浜市内において、道路に面したビルの屋上に取り付けられた金属製パネルが落下し、通行者が亡くなる事故が発生しています。

このような建築物に係る事故が発生した際に、建築物の維持保全が不十分であったことが原因である場合、管理者がその責任を問われる可能性があります。

建築物が安全かつ適法に建てられたとしても、経年劣化や日頃の使用方法によっては、その安全性が失われてしまうこともあります。したがって、災害時の被害の軽減や思わぬ事故を防ぐためには、定期的に建築物を点検することで維持管理を行うことが、非常に重要です。

つきましては、**ご自身が管理している建築物についても安全確認を行ってください。**

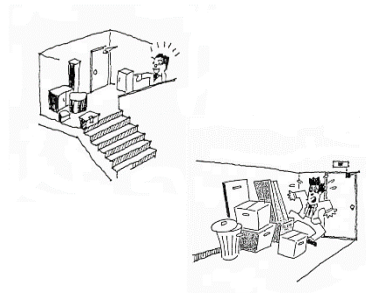
《参考》

(1) 維持保全が不十分であったために発生したと想定される落下事故例

平成17年	オフィスビルの外壁落下事故（東京都）	負傷者2名
平成27年	ビルの看板落下事故（北海道）	負傷者あり

(2) 維持保全が不十分であったために被害が拡大したと想定される火災事故例

平成20年	個室ビデオ店における火災（大阪府）	死者15名 負傷者10名
平成25年	診療所における火災（福岡県）	死者10名 負傷者5名
平成27年	簡易宿所における火災（神奈川県）	死者5名 負傷者19名



2 建築基準法第12条に基づく定期報告をしましょう！

建築基準法第12条に基づき、就寝を伴う用途や多数の方が利用するような用途で一定規模以上の建築物の管理者又は所有者は、**定期報告を行う義務があります。**定期報告制度は、**建築物の所有者又は管理者が、定期的に有資格者に建築物・建築設備・防火設備を調査・点検させ、その結果を横浜市へ報告する**というものです。

つきましては、ご自身の管理している建築物が定期報告の対象であるか否かをご確認の上、該当する場合はホームページに記載の提出期間内に必ず提出してください。

【お問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導課 建築安全担当

電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434 E-mail：kc-anzen@city.yokohama.jp

